

◎保育施設等利用調整基準（R8年度）

（選考指数＝基本指数＋調整指数）

≪基本指数≫・・・父、母のいずれか低いほうの点数とする。

保護者及び同居の親族の保育を必要とする事由					
番号	類型		細 目		指数
1	就労（予定を含む）	居宅外労働 居宅内労働	月実働150時間以上を常態とする場合		12
			月実働120時間以上150時間未満の就労を常態とする場合		10
			月実働80時間以上120時間未満の就労を常態とする場合		8
			月実働64時間以上80時間未満の就労を常態とする場合		7
		内職 ※内職従事者は、 居宅外・居宅内労働者と 比較し優先度は低くなる。	月実働150時間以上を常態とする場合		8
			月実働120時間以上150時間未満の就労を常態とする場合		7
			月実働80時間以上120時間未満の就労を常態とする場合		6
			月実働64時間以上80時間未満の就労を常態とする場合		5
2	就学・技能取得等	日中、就学・技能取得等のため、保育ができない場合	月実働150時間以上を常態とする場合		10
			月実働120時間以上150時間未満の就学を常態とする場合		9
			月実働80時間以上120時間未満の就学を常態とする場合		7
			月実働64時間以上80時間未満の就学を常態とする場合		6
3	求職活動中	求職活動中のため日中の外出を常態とする場合			4
4	妊娠・出産	出産のため保育ができない場合			10
5	疾病・障がい	疾病・傷病	入院 居宅内	1か月以上の入院又は入院見込み	12
				常時臥床の場合	12
				1か月以上の安静を要すると診断された場合または日常生活動作に支障を来している場合	9
				上記以外で通院加療が必要な場合	7
		心身障がい	「身体障害者手帳1～2級所持」、「精神障害者保健福祉手帳1～2級所持」、「療育手帳2級所持」、「療育手帳A・又は㊸所持」、「介護保険の要介護度が3～5」のいずれかに該当する場合		12
			「身体障害者手帳3級所持」、「精神障害者保健福祉手帳3級所持」、「療育手帳B・又は㊹所持」、「介護保険の要介護度が1～2」のいずれかに該当する場合		9
「身体障害者手帳4～6級所持」、「介護保険の要介護度が要支援」のいずれかに該当する場合			7		
6	介護・看護	類型番号5に該当する者を常時介護・看護をおこなっているため保育ができない場合			※1
7	災害	災害により、復興活動を要するために保育ができない場合			12

※1・・・類型番号5の細目指数から「3」を減じて準用する。

≪調整指数≫・・・世帯の状況に応じて調整する。

番号	条件	指数	番号	条件	指数
1	在園施設が認定こども園や認可保育所に移行した場合	+ 2 0	16	過去に希望施設への入所内定を辞退した者	- 3
2	児童福祉法第26条第1項第5号の規定による報告又は通知があり、支援の必要性及び緊急度が高いと認められる人	+ 2 0	17	添付書類等が正当な理由なく期日までに提出がなかった者	- 2
3	児童福祉法第25条の8第3号の規定による報告又は通知があり、支援の必要性が高いと認められる人	+ 1 0	18	類型番号1において、就労予定及び自営準備の者	- 1
4	地域型保育事業の修了児童（連携施設に関する経過措置期間のみ）	+ 5	19	類型番号1において、家族従事者として従事する者のうち、給与や報酬等が発生していない者	- 1
5	上記4と同じ地域型保育事業所に通っていて、同じ施設を希望するきょうだい	+ 5	(※1)調整点数番号6については、月実働120時間以上勤務しているものを対象とする。		
6	保護者が教育・保育施設で勤務する場合（保育士・幼稚園教諭）	+4(※1)	(※2)調整点数番号8については、月実働80時間以上勤務しているものを対象とする。		
7	ひとり親家庭（母子及び父子並びに寡婦福祉法による配慮）	+ 3	≪同一点数時の優先順位の取り扱い≫		
8	保護者が教育・保育施設で勤務する場合（上記6以外のもの）	+2(※2)	順位	保護者等の状況について	
9	当該施設が第1希望施設である場合	+ 2	1	保護者が教育・保育施設で勤務している場合（※3）	
10	産休・育休からの復帰を予定している者	+ 2	2	ひとり親家庭である場合	
11	生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合等）	+ 2	3	類型・・・災害>就労>疾病>就学>出産>介護>求職	
12	その他、児童福祉等の観点から、特に保育の必要性が高いと認められる場合	+ 2	4	就労の順位・・・居宅外労働>居宅内労働>内職	
13	当該施設の在園児にきょうだいがいる場合（きょうだい一人につき）	+ 1	5	育児休暇取得者・・・延長不可>延長可（終了期間の早い順）	
14	多胎児である場合	+ 1	6	現在の保育状況・・・父母等保育>一時預かり>転所>認可外>職場>他の施設	
15	保育料の滞納（卒園児を含む）があり、納付の誓約をしない者又は納付約束の履行をしない者	- 5	7	申請時期・・・一斉申込（期間中の申請日は無関係）>随時申請日の早い順	
			8	当該児の生年月日の早い順	

(※3)（市内勤務の保育士>市外勤務の保育士>その他）